

請 負 契 約 書

G20 関係閣僚会合長野県推進協議会会長 阿部守一（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「請負者」という。）は、次の条項により、物品製造の請負契約を締結する。

（総則）

第 1 条 発注者と請負者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 請負者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（製造物品）

第 2 条 製造物品の品名、規格及び数量は、次のとおりとする。

(1) 品名 G20 関係閣僚会合 活動報告書

(2) 規格 A4判 100 ページ

(3) 数量 260 部

（納入期限等）

第 3 条 製造物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

(1) 納入期限 令和元年 9 月 30 日

(2) 納入場所 G20 関係閣僚会合長野県推進協議会事務局（長野県環境部環境政策課内）

（請負代金）

第 4 条 請負代金は、〇〇〇〇円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）

（契約保証金）

第 5 条 契約保証金は〇〇〇〇円とし、財務規則第 143 条第 3 号の規定によりその納付は免除する。ただし、請負者が契約を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

（納入及び検査）

第 6 条 発注者は、製造物品の納入があったときは、10 日以内に請負者の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

2 請負者は、前項の規定による検査の結果不合格となった製造物品について、発注者の指定する日までに修補し、又は新たに製造して納入し、再度検査を受けなければならない。

3 前 2 項の規定による検査に直接要する費用は請負者の負担とする。

（請負代金の支払）

第 7 条 発注者は、前条の規定により製造物品の引渡しを受けた後、請負者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に請負代金を支払うものとする。

2 発注者が、その責に帰すべき事由により、前条第 1 項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が 30 日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が 30 日を超えた日に満了したものとみなす。

(前金払)

第8条 請負者は、前条の規定にかかわらず、請負代金の10分の3に相当する額の範囲内において、請負業務の実施に必要な費用の前金払を発注者に請求することができるものとする。

(危険負担)

第9条 第6条の規定による引渡し前に生じた製造物品の亡失又はき損による損害は、請負者の負担とする。

(瑕疵担保)

第10条 請負者は、製造物品の引渡し後1年間に、当該製造物品に隠れた瑕疵が発見されたときは、発注者の指定する日までに、自らの負担において瑕疵を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第11条 請負者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、製造物の仕様等の請負内容を変更することができる。

2 前項の場合、必要があると認められるときは、発注者と請負者が協議の上、請負代金、納入期限その他の契約内容を変更するものとする。

3 発注者は、第1項の変更により請負者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第13条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 請負者が、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期限までに製造物品を納入しないとき又は納入することができないと明らかに認められるとき。

(2) 請負者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。

(3) 前各号の場合のほか、請負者がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第13条の2 発注者は、請負者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、請負者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 請負者(請負者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(下請負契約に関する契約解除)

第 13 条の 3 発注者は、この契約の下請負人(一次及び二次下請以降の全ての下請負人を含む。)が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、請負者に対して下請負契約の解除を求めることができる。

2 発注者は、請負者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。
(債務不履行の損害賠償)

第 14 条 請負者は、その責に帰すべき事由により、第 3 条に規定する期限までに製造物品を納入することができないときは、当該期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、請負代金に対し年 2.7%の割合で計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

2 発注者は、その責に帰すべき事由により、第 7 条第 1 項に規定する期限までに請負代金を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、請負代金に対し年 2.7%の割合で計算した額の遅延利息を請負者に支払わなければならない。

3 請負者は、第 10 条の場合において、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。

4 請負者は、第 13 条から前条までの規定により契約が解除されたときは、第 5 条第 1 項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。

5 前項の場合において、第 5 条第 1 項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

6 請負者は、第 1 項又は第 4 項の場合において、発注者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第 15 条 請負者は、第 13 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 13 条の 2 第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 16 条 請負者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第 17 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と請負者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と請負者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年8月 日

発注者 住 所 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
職・氏名 G20 関係閣僚会合長野県推進協議会
会長 阿部守一 印

請負者 住 所 ○○○○
法人名 ○○○○
代表者職・氏名 ○○○○長 ○○○○ 印